

こども政策について ～こども基本法・こども大綱等～

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法とこども大綱

こども基本法(1)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
（例）居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
（例）働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
（例）教育施策（国民全体の教育の振興など）
医療施策（小児医療を含む医療の確保・提供など）
雇用施策（雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など）

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、ような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

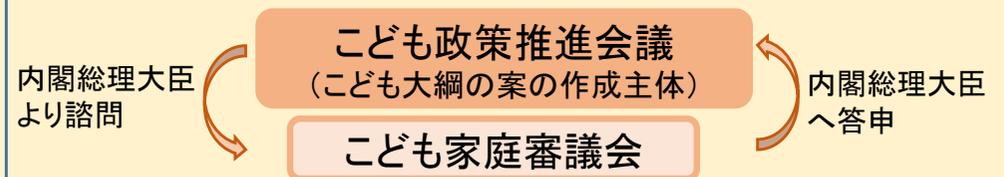
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

こども大綱等に関する岸田総理大臣ご発言 (令和5年12月22日こども政策推進会議)

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
 - ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (一般向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての関係に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるよう取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

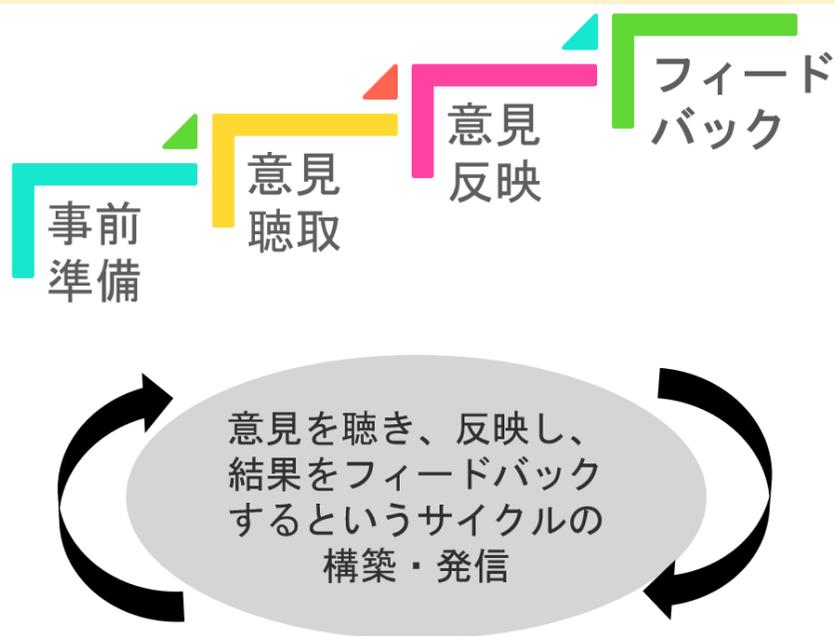
こども・若者の意見反映

こどもまんなか
こども家庭庁

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(1)

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映**し、**常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



事前準備

↳こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳様々な手法や機会を組み合わせる聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正當に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(2)

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。



意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。



政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

しくみ（イメージ）

